（様式１－１）

## 損壊家屋等の撤去等に係る申請書（個人・個人事業者）

令和 年 月 日

市川市長

私は、令和元年台風第 15 号及び第 19 号により損壊した下記の

家屋等について、市川市による撤去及び処分（以下「撤去等」という。）を申請します。

なお、当該家屋等についての権利関係については確認しており、権利関係者に対しては、当該撤去等について説明の上、同意を得ております。

**申請者（家屋等所有者**）※枠内を記入してください。

住所

〒

申

請者

フリガナ

氏 名

印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自宅（　　）　－

生年月日（明・大・昭・平　年　月 日生） 　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 携帯（　　）　－

申

請代理人

住所

〒

フリガナ

氏 　名

印

自宅（　　）　　－

電話

　　　携帯（　　）　 －

申請者との関係

□配偶者

□子

□兄弟

□その他（

）

※撤去立会、調整などの連絡先

住所　　　〒

□申請者と同じ

□申請代理人と同じ

連

絡先

フリガナ

氏 名

電

話

（

）

－

**記**

**申請する家屋等の概要** ※枠内を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 家屋等所在地 | □申請者住所と同じ□異なる 所在地（ ） |
| 家屋等の種類 | □住宅 □倉庫・物置 □分譲マンション（名称 ）□賃貸・寮・社宅（名称 ）□事務所・店舗・作業所 □その他（ ） |
| り災証明書 | □有（全壊・大規模半壊・半壊）（り災証明書番号： ） □無 |
| 家屋等の現況 | □既に倒壊している □他の家屋等に物的被害を生じさせている□家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがある□その他（ ）□その他敷地内の損壊物・状況（ ） |
| 家屋等の権利関係 | (1)共有者 □なし □あり（自分の外 名）(2)区分所有 □なし □あり(3)権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権等）□なし □あり（内容・権利者 ）撤去等に関する権利者の同意 □なし □あり |
| 備考 |  |

（様式１－１）

### 損壊家屋等の撤去等に係る同意

本書により申請した家屋等（以下「対象家屋等」という。）を市川市が撤去等を行うにあたり、以下の点について同意します。

（１）市川市が対象家屋等の撤去等の処理を行うにあたって、市川市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。

（２）対象家屋等の撤去等に関しては、全ての権利関係者の同意を得ており、市川市及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。

（３）対象家屋等の撤去等に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。

（４）対象家屋等の撤去等の実施までに、当該家屋等の内部に所在する家財道具その他自己の所有に係る金品等を搬出すること。ただし、危険を伴う場合はこの限りではない。

（５）対象家屋等の撤去等に伴い、撤去する家屋等に連結されている、水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続きは、申請者が撤去等の実施までに完了させること。

（６）対象家屋等の撤去等の実施に当たり、市川市及びその委託を受けた者が、対象家屋等の敷地内に立ち入ること。また、隣接地への立入り等が必要となったときは、申請者の責任において、隣接地の所有者からの同意を得ること。

（７）市川市が当該撤去等のため、対象家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

（注記）

■代理人による申請の場合は、家屋等所有者からの委任状（実印）を添付してください。

■申請書提出の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。

### 氏名（自署） 印

**【事務処理欄】 以下記入不要**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理番号 |  | 受付日 |  | 受付者 |  |
| 添付書類 | 申請者確認 | 所有者 | □運転免許証 □パスポート □その他（ ） |
| 代理人 | □委任状 □代理人確認資料 □所有者の実印押印・印鑑証明書 |
| 必須 | □り災証明書（写）□印鑑証明書 □登記事項（建物）全部事項証明書□固定資産税評価・課税証明書（未登記の場合）□建物配置図 □現況写真 |
| 該当がある場合添付 | □同意書（共有・相続・抵当権等） □同意者の印鑑証明書□遺産分割協議書 □相続関係証明書類 |
| 延床面積 | ｍ2 | （特記事項） |
| 構造 |  |